

地域生活支援拠点等の機能充実のための運用状況の検証

地域生活支援拠点等とは

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障害者等の生活を地域で支える機能をもつ場所や体制。

<多機能拠点型>

1つの施設で全ての機能を担っている型

<面的整備型>

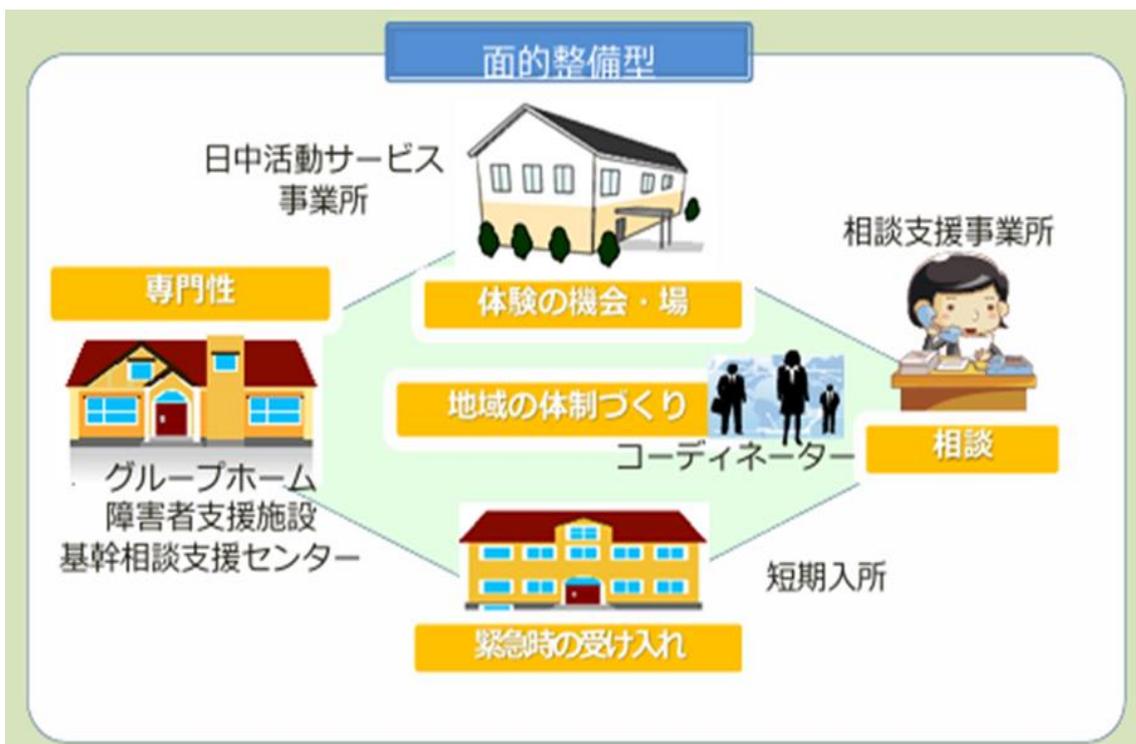
地域の複数の事業所が機能を担い、全体で地域生活支援拠点等を整備する型

⇒ 宇部市はこちらを採用

宇部市では、平成30年度に地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備の承認を得て「面的整備型」を実施（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律により、地域生活支援拠点等の整備が令和6年度より努力義務となる）。

<参考>

地域生活支援拠点等の整備イメージ



整備の目的

- ① 緊急時の迅速、確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等、地域生活への移行を進めるための体制を整備

必要な機能

- ① 相談体制
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場の確保
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

検証・検討

整備後も地域のニーズ・課題に对应されているか、必要な機能の水準や充足について、継続的に検証・検討を行う必要がある。

- ⇒ 地域自立支援協議会において、各機能について実績等の報告を行い、拠点の各機能の取組方法や課題について委員の皆様からの意見をとりまとめ、拠点に必要な機能の見直しや強化を検討する。

検証・検討における留意点

拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるかを十分に検討・検証することが重要。

- ・地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- ・相談機能の現状、体験の機会・場・緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か。また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか。
- ・地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点等として機能の充実・発展を図る。